平成２３年（フ）第３８２２号
大阪市城東区鴫野西４丁目10番１―1004号
債務者　近松紀代美
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８２５号
大阪府門真市殿島町３番５号
債務者　奥本ひとみ（旧姓川端）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８２６号
大阪府八尾市南本町２丁目５番35号
債務者　西村　長房
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８２８号
大阪府高槻市西真上１丁目24番５―201号
債務者　岩田　竜次
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８２９号
大阪府豊能郡能勢町森上288番地
債務者　武田　糸水
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８３２号
大阪府東大阪市若江西新町１丁目13番16―30Ｂ号、前住所大阪府東大阪市中小阪４丁目５番７号パークコート八戸ノ里301号
債務者　諸鹿　千春（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８３４号
大阪市旭区新森５丁目５番13号　ジャルダン山本　301号
債務者　田中　晴美（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８３５号
大阪市西区江戸堀３丁目６番25―303号
債務者　須永　陽子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８３９号
大阪府摂津市昭和園５番５―306号、前住所大阪府摂津市桜町２丁目６番16―108号
債務者　ゲンコーポレーションこと　源　　和広
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８４１号
大阪府交野市星田西４丁目１番４―206号
債務者　若松　秀美
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０３号
埼玉県春日部市南中曽根262番地232
債務者　久原　史也
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２５９号
埼玉県春日部市大枝708番地１　第20アオイビル102号、旧住所埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区13棟306号
債務者　堀口カルメリタこと　ホリグチ　カルメリタ　ラゾン
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２６２号
埼玉県越谷市大字大林452番地８、旧住所埼玉県越谷市大字大房1006番地３シャルム北越谷Ｂ―1005
債務者　菊地　辰也
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1988番地２
債務者　野口　知美（旧姓門田）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
埼玉県秩父市荒川日野683番地６
債務者　池田　　歩（旧姓古俣）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
埼玉県秩父郡小鹿野町藤倉636番地
債務者　佐俣　　浩
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
新潟県長岡市若草町３丁目13番地20、前住所新潟県長岡市下々条町４番地４
債務者　橋本　禮二
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係